

《きょうえい》カードローンカード規定

1. (カードの発行)

《きょうえい》カードローンカード(以下「カード」といいます。)は、カードローン契約(当座貸越契約)に基づき、当組合が発行します。

2. (カードの利用)

カードは、当組合ならびに当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(自動預入払出機ならびに振込機を含む。以下「支払機」といいます。)を使用して当座貸越口座から当座貸越金を借入れる場合(以下「借入れ」といいます。)に利用することができます。

3. (支払機による借入れ)

- (1) 支払機を使用して当座貸越の借入れを行う場合は、画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。
- (2) 支払機による借入れは、支払機の機種により当組合または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入金額は当組合または提携先が定めた金額の範囲内とします。

なお、提携先の支払機を利用する場合の1日あたりの借入金額は当組合が定めた金額の範囲内とします。

- (3) 提携先の支払機により借入れを行う場合は、その金額と以下「5. 支払機利用手数料」に規定する支払機利用手数料金額との合計額が当座貸越口座の借入れ可能な金額を超えるときは、借入れできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を利用して振込資金を当座貸越口座からの振替えにより借入れし、振込の依頼をする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。
- (2) 振込機による振込の場合の依頼人名は、自動的に当座貸越契約者本人の名義となります。また、依頼人名に番号等が必要な場合には、画面表示等の操作手順に従って変更することができます。
- (3) 前項(1)(2)の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または提携先所定の金額の範囲内とします。

なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内(但し、1日あたりの振込について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内)とします。

- (4) 振込機を使用して振込資金を当座貸越口座からの振替により借入れし、振込の依頼をする場合に、振込金額、振込手数料と第5条に規定する支払機利用手数料金額との合計額が借入れすることのできる金額の範囲を超えるときは、その振込はできません。

5. (支払機利用手数料)

- (1) 支払機を利用して借入れを行う場合には、当組合および各提携先所定の支払機利用に関する手数料をいただきます。

- (2) 当組合の支払機を利用して借入れを行う場合は、当組合がとくに定めた時間帯に限り、支払機利用手数料を自動的に引き落としのうえ貸越金に組み入れします。
- (3) 提携先の支払機を利用して借入れを行う場合に、提携先が支払機利用手数料を定めているときは、支払機利用手数料は借入れ時に自動的に引き落としのうえ、貸越金に組み入れします。

6. (支払機故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により支払機による借入れができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当組合本支店（以下「当店」といいます。）の窓口でカードにより借入れを行うことができます。
- (2) 前項(1)による借入れを行うときは、当組合所定の払戻請求書に氏名・金額を記入のうえカードとともに提出してください。なお、各提携先の窓口では、この取扱いは致しません。
- (3) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当店の窓口で前2項によるほか、振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、各提携先の窓口では、この取扱いはしません。

7. (カードによる取引金額等の通帳記帳)

通帳が発行されている場合、カードによる取引金額（支払機利用手数料を含む。）の通帳記入は、通帳が当組合の支払機で使用されたとき、または当店の窓口へ提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。

8. (カードによるご返済)

支払機を利用して借入れのご返済（入金）を行う場合は、画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを挿入し操作してください。

9. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当組合は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ支払を行います。

当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いを致します。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。

カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによるお取引停止の措置を講じます。
- (3) 届出の暗証番号を変更する場合には、当組合の支払機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、現在の暗証番号および新しい暗証番号を正確に入力してください。この場合、生年月日・電話番号等他人に類推されやすい暗証番号は避けてください。
- (4) 届出の暗証番号と入力された暗証番号に相違があった場合は、カード自体が使用できなくなることがあります。その際は当組合所定の手続きをした後に第13条によるカードの再発行の手続きが必要となります。

(5) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該借入れについて当組合が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた借入れについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該借入れにかかる損害（手数料や利息を含みません。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
- ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項(1)の請求がなされた場合、当該借入れが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた借入れにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該借入れが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前項(1)(2)の規定は、前項(1)にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前項(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

- ① 当該借入れが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
 - イ. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - ウ. 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちにご本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによるお取引停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 前項(1)の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項(1)と同様とします。なお、この場合にも、速やかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名・その他の届出事項に変更があった場合には、直ちにご本人から書面によって当店に届出てください。

13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを紛失・盗難・汚損・破損・暗証番号相違の事由によるカードの再発行にあたっては、当組合所定の再発行手数料をお支払いいただきます。

14. (支払機への誤入力等)

当組合および各提携先の支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合および各提携先は責任を負いません。

15. (解約等)

- (1) 当座貸越契約を解約する場合には、カードを当店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (カードの有効期限)

カードの有効期限は、各当座貸越契約に定める期限とします。なお、契約期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。

18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、各当座貸越契約ならびに返済用口座の預金規定の各条項により取扱います。

19. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

令和2年6月1日現在